

夜間景観形成基準の策定について（素案）

1 趣旨

- ・神戸らしい夜間景観の形成を目指し、良質な光の誘導を図るため、景観計画区域全域の大規模な建築物・広告物や、重点地区（都市景観形成地域及び沿道景観形成地区）内の建築物・広告物に対して、夜間景観形成基準を新たに策定する。

2 背景

- ・近年、まちの活性化や賑わいづくりにおいて、夜間景観形成の重要性が広く認知されるようになってきた。
- ・神戸市では、都心・ウォーターフロントエリアを中心として、夜間景観形成の取り組みを進めており、エリア全体での一体的な誘導策が必要となっている。
- ・LED等の照明技術の進歩に加え、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなどの映像装置が街なかで見られるようになった。これらは賑わいを演出する効果がある一方で、使い方によっては光害の発生をもたらす恐れがある。
- ・これまでは夜間における景観形成基準がなく、光害の発生や地域特性を阻害する照明についても指導が困難であった。
(ただし、ビーナステラス眺望景観形成基準案については、都市景観審議会で審議済。)

(参考) 神戸市における夜間景観形成の取り組み

神戸市では、行政だけでなく、民間事業者や地域団体においても様々な取り組みが進められてきた。
平成16年：神戸市全体での基本方針や取り組みの方向性をまとめた「神戸市夜間景観形成基本計画」を策定。
平成24年：さらなる夜間景観形成の推進に向け、重点エリア（都心・ウォーターフロント地域等）における今後5ヶ年の中期計画として、具体的施策についてまとめた、「神戸市夜間景観形成実施計画」を策定。
平成27年度末に延長し、令和2年度に改定する。

3 夜間景観形成方針（案）

1 温かみのある夜間景観を印象付け、安心して快適な夜間環境を創出する。

2 地区特性にあわせた夜間景観形成に努め、適切な照度（水平面・鉛直面）、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。



4 夜間景観形成基準（景観計画区域全域・大規模基準）（案）

(1) 建築物等

a. 全域に適用される基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

b. 区分ごとに追加する基準

		商業業務地	工業地	住宅地
形態又は色彩その他の意匠の制限	照明	○通りを過度に照らさず、建築物から漏れる光で沿道を柔らかく照らすなど、行き交う人々をもてなす照明を演出する。	-	-

(2) 屋外広告物

			住宅地以外	住宅地
すべての広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。	
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。	○原則、掲出ししない。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	

■ 夜間景観形成基準一覧_大規模基準&眺望景観形成基準 (案)

黒字：眺望景観形成基準と同一の基準、 ：眺望景観形成基準と一部異なる基準、 ：新たに追加する基準

基準		夜間景観形成基準 (大規模基準)			眺望景観形成基準						
視点場	景観計画区域			1 ビーナステラス	2 ビーナスブリッジ		3 ビーナステラス・ビーナスブリッジ				
区域				区域① (須磨浦~ポートアイランド北端)	区域a (概ね半径3kmの範囲)	区域b (概ね半径500mの範囲)	ウォーターフロントエリア (都市景観形成地域)				
視対象	商業業務地	工業地	住宅地	大阪湾・紀伊半島への見晴らし	市街地への見晴らし (中景)	市街地への見晴らし (近景)	ウォーターフロントの各施設				
誘導方針	○温かみのある夜間景観を印象付け、安心して快適な夜間環境を創出する。 ○地区特性にあわせた夜間景観形成に努め、適切な照度 (水平面・鉛直面)、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。			眼下に市街地の灯りやウォーターフロントの光が輝き、遠く大阪湾の対岸の光まで見渡せる、落ち着いた上品な夜間景観を保全するとともに、新たな照明技術を取り入れながら夜間景観を演出し、みなとまち神戸らしい魅力ある夜間景観を形成する。			みなとまち神戸の夜間景観のシンボリックなエリアとして、光のランドマークとなるような良質な照明の演出を推奨する。				
夜間景観の基準	建築物等の基準	基本事項	○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。			—	—	—	○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。 ○快適で良好な夜間景観の形成のため、建築物及び外構・広場部分等における照明に十分配慮する。		
		色温度	外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。			—	外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	—	—		
		輝度・グレア	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。			—	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。特に視点場からの見え方に留意する。			—	
			照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。			—	照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。			—	
			不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。			—	不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。			—	
		変化	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。			—	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。			—	
			演出	建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。			—	建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。			—
				—			—	高層建築物の頭頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。		—	高層建築物の頭頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。
		演出	演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。			—	演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。			—	
			通りを過度に照らさず、建築物から漏れる光で沿道を柔らかく照らすなど、行き交う人々をもてなす照明を演出する。			—	—			—	
—			—	—			—				
まちなみの連続性・にぎわいの形成		—			—						
屋外広告物	照明	輝度・グレア	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。			—	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。特に視点場からの見え方に留意する。				
		照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。			—	照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。					
		—			—	—		内照りは避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	—		
	変化	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。			—	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。					
映像装置	輝度	時間帯や周辺環境に配慮したものとす。		原則、掲出ししない。	—	時間帯や周辺環境に配慮したものとす。特に視点場からの見え方に留意する。		掲出ししない。			
	変化	光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		—	—	光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。			

※都心ウォーターフロントエリア (兵庫運河を除く) は、眺望景観形成基準による

■夜間景観形成基準一覧_重点地区基準(都市景観形成地域&沿道景観形成地区)(案)

黒字：大規模基準と同一の基準、 各エリアで追加する基準、赤字：既存の夜間景観に関する基準

基準		夜間景観形成基準(重点地区基準)						
名称	北野町・山本通	旧居留地	神戸駅・大倉山		須磨・舞子海岸			
区域	区域内全域	区域内全域	神戸駅前ゾーン	相栄ゾーン	大倉山ゾーン	区域内全域		
視対象								
誘導方針	○長い時間をかけて培われてきた、伝統的な環境を未来に引き継ぐ ○地区のもつ個性を一層もりたて、新しい北野らしさを演出する ○商業・観光活動と住宅環境の調和を図り、多面的な魅力をつくりだす	○都心業務地にふさわしいにぎわいのある街並みの形成を図る ○歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成を図る ○親しみとろうのおいのある地区環境の整備を図る	○うらおいと活気のある街並みの形成を図る ○にぎわいと親しみのある街並みの形成を図る ○個性と風格ある街並みの形成を図る		○豊かな自然環境の保全、育成と新たな都市景観の創造 ○海浜環境にふさわしい街並みの形成 ○眺望型景観の形成			
夜間景観の基準	建築物等	基本事項	○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。 ○地域の景観に配慮されたものとする。		○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。	○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。	○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。	
		色温度	外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。		外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
		輝度・グレア	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。不快なまぶしさが生じないよう、設置位置や形態等に留意する。		輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。不快なまぶしさが生じないよう、設置位置や形態等に留意する。	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。不快なまぶしさが生じないよう、設置位置や形態等に留意する。	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。不快なまぶしさが生じないよう、設置位置や形態等に留意する。	
		変化	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。		光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
		演出	歴史的な建築物やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。	建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 歴史的な建築物やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。	建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。	景観形成道路及び景観形成広場に面する場合は、建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。	建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。	
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	—	にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。 店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。		店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。	—	—	
	屋外広告物	照明	輝度・グレア	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
			変化	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		映像装置	輝度	原則、掲出ししない。		時間帯や周辺環境に配慮したものとす。	原則、掲出ししない。	時間帯や周辺環境に配慮したものとす。
			変化	光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

■夜間景観形成基準一覧_重点地区基準（都市景観形成地域&沿道景観形成地区）（案）

黒字：大規模基準と同一の基準、 ：エリアで追加する基準、赤字：既存の夜間景観に関する基準

基準		夜間景観形成基準（重点地区基準）											
名称		岡本駅南		兵庫運河周辺		税関線沿道		南京町					
区域		景観形成道路1沿い		景観形成道路2沿い		景観形成街角沿い		その他の地域					
視対象													
誘導方針		○住宅地景観に配慮した親しみとゆとりのある街並みの形成を図る ○生活都心にふさわしい活力とうるおいのある街並みの形成を図る ○岡本らしい個性をそだて、魅力ある街並みの形成を図る		○街灯が水面に映る光景や建築物の灯りの演出に努め、魅力的で安全に回遊できる夜間景観づくりを進める		○風格ある街並みの形成 ○個性と美しさのある街並みの形成 ○親しみとゆとりのある街並みの形成		同左		○活気あふれる街並みの形成を図る ○異国情緒豊かな街並みの形成を図る ○地区を際立たせる個性を演出する			
夜間景観の基準	建築物等	照明	○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。		○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。		○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。		同左		○夜間景観に有効な照明を数際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。		
		基本事項											
		色温度	外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。		外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。		外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。		-		外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。		
		輝度・グレア	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。		輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。		輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。		-		輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。		
		変化	光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。		光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。		光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。		-		光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。		
		演出	建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。		建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。		建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。		-		建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。		
			-		-		-		-		-		
			-		眺望点や対岸などからの見え方に配慮した夜間景観の演出に努める。		-		-		-		
			演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		-		演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		
			まちなみの連続性・にぎわいの形成		店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。		-		-		店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。		
屋外広告物	照明	輝度・グレア	輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		-		輝度は、周辺環境に配慮したものとす。照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。内照式、外照式に限らず広告物の照明により、夜間景観の向上に寄与するよう努める。		
											道路1（景観形成道路）沿いについては、中国風情緒を高めるのに効果的なイルミネーションの区分により、効果的な照明に努める。		
		変化	光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		-		光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		
		映像装置	輝度	※掲出ししない（共通基準に記載）		時間帯や周辺環境に配慮したものとす。		時間帯や周辺環境に配慮したものとす。		-		時間帯や周辺環境に配慮したものとす。	
		変化			光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		-		光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		

新技術に対する考え方

1 趣旨

- ・新たに策定する夜間景観形成基準案を、新技術（デジタルサイネージやプロジェクションマッピング等の映像装置）にも対応したものとする。

2 背景

- ・近年、デジタル技術が発達し、まちなみの景観に対して与える影響は大きい。
- ・光害による問題も起きているが、現在はデジタルサイネージ等の映像装置に関する基準を定めておらず、指導することが難しい。
- ・新技術を活用した創造的な取り組みが、賑わいを演出する良好な景観となるよう誘導する必要がある。

3 映像装置・照明技術による演出

◆メディアファサード：建築物の表面に LED 等の光源を設置し、建築物の壁自体を媒体として活用し、色や明るさに変化を持たせることで、動的な変化や映像を創り出す照明演出



◆ファサードライティング：建築物の表面に LED 等の光源を設置し、色や明るさに変化を持たせる照明演出



◆デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称



◆プロジェクションマッピング：大型のデジタルプロジェクターを使用し、映像を建築物の壁面等に投影する映像演出システム



◆カラーライティング：様々な色を用いて、建築物等を色鮮やかに演出すること



4 夜間景観形成基準（景観計画区域全域・大規模基準）（案）

(1) 建築物等

○ : メディアファサード
ファサードライティング ○ : デジタルサイネージ
プロジェクションマッピング

a. 全域に適用される基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

b. 区分ごとに追加する基準

		商業業務地	工業地	住宅地
形態又は色彩その他の意匠の制限	照明	○通りを過度に照らさず、建築物から漏れる光で沿道を柔らかく照らすなど、行き交う人々をもてなす照明を演出する。	-	-

(2) 屋外広告物

			住宅地以外	住宅地
すべての広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。	
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。	○原則、掲出ししない。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	